

「日本化粧品検定1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年3月20日第2刷）」に誤植・誤掲載箇所がございました。

下記の正誤表の通り訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

[正誤表]

・P38 <増粘剤>

誤) (アクリル酸/アクリル酸アルキル(C10-30))クロスポリマー

↓

正) (アクリレーツ/アクリル酸アルキル(C10-30))クロスポリマー

主目的	成分例		主用途
水の 増粘・ゲル化	多糖類 合成ポリマー	<ul style="list-style-type: none"> ・キサンタンガム ・カラギーナン <ul style="list-style-type: none"> ・カルボマー ・ヒドロキシエチルセルロース ・(アクリル酸/アクリル酸アルキル(C10-30))クロスポリマー — 正) レーツ ・ポリアクリル酸Na 	 乳液、クリーム、美容液、 ジェル、ボディ用洗浄料 など
			 Body Wash

「日本化粧品検定1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年3月20日第2刷）」に誤植・誤掲載箇所がございました。

下記の正誤表の通り訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

[正誤表]

・P92 <コンシーラーの選び方とつけ方の基本>

誤) シミやニキビなどしっかりカバーしたい部分にピンポイントでのせ、ひとまわり大きく薬指やブラシで

↓

正) シミなどしっかりカバーしたい部分にのせ、薬指やブラシで

正) シミなど

シミやニキビなどしっかりカバーしたい

部分はピンポイントでのせ、ひとまわり

正) のせ、

大きく薬指やブラシでまわりをトントン

とたたくようになじませます



基本的なつけ方

[正誤表]

・P112 <口紅表面に水滴や白い粉がついても使えるの？>

誤) ふいたように見えことを

↓

正) ふいたように見えることを

口紅表面に水滴や白い粉がついても使えるの？

発汗



発粉



水滴（液状の油性成分）が表面に出てくることを「発汗」、表面が白く粉（油性成分の結晶）をふいたように見えことを「発粉」というよ。正) 見えるどちらも長期間の放置により温度変化が繰り返されることで、配合された油性成分が出てくることが原因。使っても問題ないと考えられるけど、長期間放置していたものなら使用前においや色に変化がないか確認しよう。



「日本化粧品検定1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年3月20日第2刷）」に誤植・誤掲載箇所がございました。

下記の正誤表の通り訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

[正誤表]

・P124 <①汗を抑制する「制汗」機能>

誤)

【有効成分】	クロルヒドロキシアルミニウム、焼ミョウバンなどのアルミニウム塩	パラフェノールスルホン酸亜鉛など
【作用】	收れん	汗をゲル化して汗孔や毛孔を物理的にふさぐ

↓
正)

【有効成分】	パラフェノールスルホン酸亜鉛、焼ミョウバンなど	クロルヒドロキシアルミニウムなど
【作用】	收れん	汗をゲル化して汗孔や毛孔を物理的にふさぐ

1 汗を抑制する「制汗」機能

收れん作用や毛穴を物理的にふさぐことにより発汗を抑制します。

有効成分

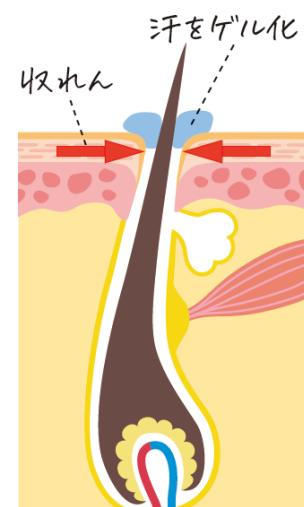
クロルヒドロキシアルミニウム、焼ミョウバンなどのアルミニウム塩

作用

收れん

パラフェノールスルホン酸亜鉛など

汗をゲル化して汗孔や毛孔を物理的にふさぐ



正) パラフェノールスルホン酸亜鉛、焼ミョウバンなど

正) クロルヒドロキシアルミニウムなど

「日本化粧品検定1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年3月20日第2刷）」に誤植・誤掲載箇所がございました。

下記の正誤表の通り訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

[正誤表]

・P150

誤) <ヘアスタリング料の種類と特徴>

↓

正) <ヘアスタイリング料の種類と特徴>

〈ヘアスタリング料の種類と特徴〉
正) スタイリング

種類(形状)	特徴	①ヘアドライ前	②スタイリング前	③スタイリング時・後
ミスト、 ウォーター (液状) 	液体を髪に霧状にスプレーして使用するもの。 髪に水分やツヤを与えた後、髪を濡らして形を整えやすくする、寝ぐせを直す、髪の手触りをよくする	○	○	—

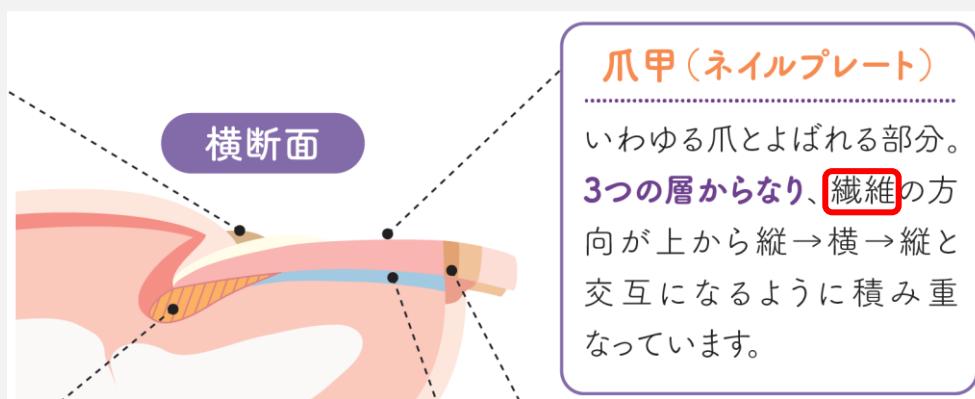
[正誤表]

・P156 <爪の構造> 爪甲(ネイルプレート)

誤) 3つの層からなり、纖維の方向が

↓

正) 3つの層からなり、線維の方向が



正) 線維

「日本化粧品検定1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年3月20日第2刷）」に誤植・誤掲載箇所がございました。

下記の正誤表の通り訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

[正誤表]

- ・ P214 <薬用化粧品の成分表示> 注釈

誤) ※表示指定成分の一覧はP259参照

↓

正) ※表示指定成分の一覧はP269参照

薬用化粧品の成分表示



薬機法



日本化粧品工業会
自主基準

薬機法において薬用化粧品は、(一般)化粧品のように全成分表示が義務ではなく、「表示指定成分」のみの表示が義務づけられています。

※表示指定成分の一覧はP259参照

正) 6

表示指定
成分

「日本化粧品検定 1級対策テキスト コスメの教科書 第3版（2025年3月20日第2刷）」に変更点がございました。

下記の通り変更させていただきます。

[変更点]

・P203 <化粧品の効能の範囲>

変更前) この表以外にも、「化粧品くずれを防ぐ」

↓

変更後) この表以外にも、「化粧くずれを防ぐ」

変更) 化粧くずれ

この表以外にも、「**化粧品くずれを防ぐ**」「**小ジワを目立たなく見せる**」「**みずみずしい肌に見せる**」などのメイクアップ効果や、「**清涼感を与える**」「**爽快にする**」などの使用感については、**事実に反しない限り、表示したり広告することができるよ**。スキンケアやボディケア化粧品などでも、メイクアップ効果や使用感について事実であれば表現することができるよ。

